

平成24年度 第1回 芦屋市環境審議会 会議録

日 時	平成25年2月7日(木) 15:00~17:00
会 場	北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長：久 隆浩 副会長：岸 壽子 委 員：伊藤 明子, 井上 尚之, 大塚 康彦, 近藤 博幸, 長野 良三, 西野 悦子, 平野 貞雄, 山上 美恵子 津久井 進(欠席), 林 まゆみ(欠席)</p> <p>事務局：井上技監, 北田都市環境部長, 林都市環境部参事, 梶田公園緑地課長, 森位環境課長, 和泉環境課課長補佐, 越智環境課主査, 三輪環境課主事, 久掘環境課主事</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	0人

I 議題

<報告事項>

- 1 第2次芦屋市環境計画実施事業の報告について(平成23年度)
- 2 第3次芦屋市環境保全率先実行計画推進状況の結果について(平成23年度)
- 3 住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付状況について(平成23年度)

<説明事項>

特になし

II 内容

1 開会

○森位課長：定刻になりましたので、林委員がまだおみえになっておられないのですけれども、芦屋市環境審議会を開催させていただきます。本日は、たいへんお忙しいところ、ご出席たまわりましてありがとうございます。私は、本日の司会を努めさせていただきます都市環境部環境課課長の森位でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、お手元の資料の会議次第により進めさせていただきたいと思っております。

まず、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。芦屋市環境審議会の会議次第を用意させていただいております。4頁目に「芦屋市環境審議会」委員さんの名簿を用意させていただいております。次の頁には行政職員名簿をつけさせていただいております。

申し訳ございません。お手元に、これらの資料とは別に2枚のものを用意させていただいております。少し修正等がございますが、この名簿につきましては差し替えをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。それから次に資料の説明をさせていただくのですが、1頁目とあります、資料1「芦屋市の環境計画の実施事業」が1頁から20頁まで。資料として添付させていただいております。21頁目から、資料2として「芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況の結果について」を添付させていただいております。それから33頁目から資料3「住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付状況について」を添付させていただいております。大変申し訳ございません。この資料3につきましても一部修正がございました。手元においてございますものと「住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付状況について」を差し替えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、一部口頭で大変申し訳ないですけれども、資料1にもどっていただきまして「芦屋市の環境計画の実施事業」の中で8頁目、上から3つ目の事業に「山手幹線街路事業」があらうかと思います。この事業につきましては、平成22年度に終了してございます。この報告は平成23年度事業でございますので、削除をお願いいたします。同頁1番下段にも「山手幹線街路事業」がはいっております。これも削除をお願いいたします。修正ばかりで申し訳ないですけれども、次頁の9頁目1番上の市道388号線の道路改修ということで、この所管が「街路課」になっているのですが、「都市整備課」に修正いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。もう1点だけ。16頁上から5つ目の事業で「山手幹線街路事業」につきましても、同じように入っておりますので、これも削除をお願いいたします。資料の説明につきましては以上でございます。

それでは、先ほど申し上げましたように、お手元の会議次第により進めさせていただきます。終了予定は17時頃の予定にしておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、委嘱状の交付をさせていただきます。市長が各委員の前にまいりますので、恐れ入りますが、その場でお立ちくださいますようお願いいたします。

2 委嘱状交付

それでは、席順により、順次市長の方から委嘱状をお渡しいたします。

なお、市議会選出の委員さんにつきましては、先般交付させていただいております。

(市長から委嘱状を交付)

なお、本日ご欠席の委員さんにつきましては、後日お届けしたいと思っております。よ

ろしくお願いいたします。

- 3 市長挨拶 それでは、引き続きまして、山中市長からご挨拶を申し上げます。
市長、よろしくお願いいたします。

○市長：市長の山中でございます。

委員の皆様、本日は、大変お忙しいところ、環境審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日頃は、皆様方には本市の環境行政をはじめとしまして何かと市政ご指導をいただきましてありがとうございます。心からお礼申し上げます。

また、今回は環境審議会委員にご委嘱申し上げましたところ、快くお引き受けいただき、本当にありがとうございます。平成26年10月31日までの約2年間の任期ではございますので、どうかよろしくお願いいたします。

私が市長に就任いたしました平成15年度以降、平成16年には「芦屋庭園都市宣言」を宣言し、市民の皆様との協働により、美しく潤いのある街づくりを目指して今取り組んでいるところでございます。また、平成21年には市全域を景観法で定める「景観地区」に指定するなど、本市の特性を生かした「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」として、さらに質の高いまちづくりを目指しているところでございます。

さて、この環境審議会でご答申をいただき平成20年1月に策定いたしました「芦屋市緑の基本計画」によりますと、豊かな自然環境に恵まれた本市としまして、この緑ゆたかな良好な環境を保全し、さらに推進するため「花と緑いっぱいのもちづくり」を進めているところでございます。この「芦屋市緑の基本計画」で早期に取り組む施策の一つとして、特に緑ゆたかな住宅地について、その緑の環境を保全する必要があることから、平成21年10月から「緑の保全地区」を順次指定しているところでございます。

また、平成17年に「第2次芦屋市環境計画」を策定し、現在その環境計画に基づき事業を実施しているところでございますが、10年間の環境計画ですので、この最終年度が平成26年度にあたります。

今回は議題の報告事項だけでございますが、この審議会の任期中に、委員の皆様方の貴重なご意見をお聞かせいただき、第3次芦屋市環境計画の策定準備に入りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 委員及び行政職員の紹介

○森位課長：ありがとうございました。それでは次に、審議会委員及び行政職員のご紹介に移らせて頂きます。

大変申し訳ございませんが、席順に、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。それでは、伊藤様から、お願いいたします。

- 伊藤委員：かけはし法律事務所弁護士の伊藤明子と申します。兵庫県の弁護士として登録して15年目になります。環境問題をしている弁護士はあまりないのですが、私は環境に関心をもって取り組んでいます。よろしくお願いします。
- 井上委員：神戸山手大学の井上尚之です。現代社会学部の中の環境文化学科で環境マネジメント、環境科学、廃棄物削減を教え、研究しています。芦屋市では「廃棄物審議会」の委員も勤めさせていただいております。それと環境経営学会の理事も勤めさせていただいております。そのような関係で環境全般を取り扱っておりますので、審議会委員に推薦をいただいて勤めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 大塚委員：一般社団法人芦屋青年会議所の2013年理事長の大塚康彦です。私達は1年任期で理事長が代わりますが、この審議会では2年間は私が参加させていただきます。私達は20歳から40歳の青年経営人の団体に明るい社会を作るために、地域の街づくりのために、いろいろ主体的に考えて日々活動しています。本日はよろしくお願いいたします。
- 岸 委員：芦屋ハーモニーライオンズクラブ幹事の岸壽子と申します。私達は全世界の環境整備に力を入れております。私も芦屋の環境について毎日見ることによって気づいたことがあると話しているところです。今後それが活きると良いなとおもっております。今後ともよろしくお願いいたします。
- 近藤委員：芦屋市環境衛生協会常任委員の近藤博幸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 長野委員：芦屋市議会議長の長野良三でございます。皆様方には日頃お世話になっております。市議会でも環境問題については質問がいっぱい出ます。議員みんなが関心を持っています。最近では全国の市議会議員も視察に見えられ、市内をまわると「緑が多いな。いいな。」という感想をもっておられます。そうした優れた環境ですので、私達はこれを推進してまいりたい。どうぞよろしくお願いいたします。
- 西野委員：芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会からまいりました西野悦子でございます。私は岩園コミスクの委員長をしております。ちょうど、「芦屋市環境づくり推進会議」で発足当初から2期4年間の委員をさせていただきました。またこの度はこのような立場で勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 久 委員：近畿大学の久隆浩でございます。私の専門は狭義には都市計画となっておりますけれども、大学時代には、環境工学で勉強して卒業しておりますので、環境全般を準備範囲にさせていただいております。今は、総合社会学部に所属しております。3年前に創った学部でございますけれども、この中に環境系専攻という専攻を作らせていただいて、学生にも環境全般を教えているところでございます。よろしくお願いいたします。
- 平野委員：市議会副議長の平野貞雄でございます。先ほど大塚委員の方から役員の任期は1年だけれどもこの審議会委員は2年務めさせていただくというお話がございましたが、私の方は6月の市議会役員改選でこれまでの慣例によりますと、議長、副議長とも代わる可能性があると思っております。後任は誰になるかわかりませんが、少し先の話ですが、私ども同様よろしくお願いいたします。

○山上委員：生活協同組合コープこうべ理事の山上美恵子でございます。芦屋地区と西宮地区を担当しております。芦屋市内でも「コープ委員会」などが、芦屋の環境のイベントでは協力させていただいております。私もここ3年ぐらいはそういうパネル展示とか「環境の木」にメッセージを書くとかに参加させていただいております。おかげさまでコープこうべでは「マイバック運動」で9割の方がバック持参してもらっています。芦屋でもこの運動を展開していただけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○森位課長：どうもありがとうございました。先ほど申し上げましたように、津久井委員さんは欠席で、林委員さんはまだお見えになっておられないのですけれども、お手元に配布させていただきました委員名簿を改めて参照していただけたらと思っています。

○森位課長：改めて、行政職員の紹介をさせていただきます。

～行政職員の紹介～

○森位課長：それでは、次に、会議次第によりまして、正・副会長を選出したいと思います。芦屋市環境審議会規則第4条の規定では、会長及び副会長は、委員の互選によって定めとなっておりますが、いかが取り計らいでしょうか。

○井上委員：他市でも、環境審議会の委員長を勤められて造詣が深い久委員に会長をお願いすれば良いかと思いますが。

○森位課長：ただ今、井上委員から久委員に会長をお願いしてはとのお声がございましたが、そのように取り計らいをさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○森位課長：それでは、久委員よろしく願いいたします。

○森位課長：引き続き、副会長の選出をお願いしたいと思います。いかがさせていただきますでしょうか。

○近藤委員：市民団体からの推薦で、本市環境審議会の委員も経験しておられる岸委員にお願いすればと思いますが。

○森位課長：ただ今の近藤委員から岸委員に副会長とのお声がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○森位課長：それでは、副会長は、岸委員よろしく願いいたします。

○森位課長：それでは、久様、岸様、会長席、副会長席の方にそれぞれ移動をお願いします。

－ 久様、岸様 会長席、副会長席、に着席。－

- 森位課長：それでは、久 会長からご挨拶をいただきます。
- 久 会長： (挨拶)
- 森位課長：ありがとうございました。それでは、岸副会長からご挨拶をいただきます。
- 岸副会長： (挨拶)
- 森位課長：ありがとうございました。それでは、久 会長、議事の進行をよろしく願います。

5 議事

(1) 委員出席状況の報告

- 久 会長：それでは、引き続きまして、私の方から議事を進行させていただきます。議事次第にもとづきまして議事を進めてまいりたいと思います。まず、最初に、本日の委員の出席状況について報告をいただければと思います。よろしく願いいたします。
- 森位課長：はい。委員定数12名となっております。そのうち10名の委員さんが出席されております。芦屋市環境審議会規則の第5条の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議は成立しております。

(2) 署名委員の指名等

- 久 会長：はい、ありがとうございます。それでは続きまして、議事録の署名委員を指名させていただきたいと思います。よろしければ、名簿の上から順番に2人ずつ指名させていただきたいと思いますので、本日は、伊藤委員、井上委員に署名委員をお願いできたらと思います。よろしく願いいたします。それから本日の審議の傍聴の方でございますが、傍聴の希望者はおられるでしょうか。
- 森位課長：今の所ございませんが、原則は公開となっておりますので、傍聴に来られましたら、また、お諮りさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 久 会長：それでは、続きまして議事録の公開の請求の取り扱いについて事務局から説明をお願いいたします。
- 森位課長：議事録につきましては、会議が非公開であっても、直ちに議事録が非公開ということではございません。芦屋市情報公開条例第7条に非公開となる場合について規定されております。それに照らして判断させていただきたいと思っております。ただ、本日の会議は報告事項についてでございますので原則公開と考えております。なお、非公開を除きまして、ホームページでも公開するとなりますけれども、ちょっとお断りさせていただかないといけないのは、発言者名を記して議事録を公開するということになっておりますので、よろしくお願いいたします。
- 久 会長：ありがとうございます。ただいまの取り扱いについて何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、議事録の公開につきましては、事務局から説明の通り取り扱いさせていただきます。よろしく願いいたします。

6 議題

(1) 報告事項

○久 会長：ここから議事に入ります。本日は、報告事項が3件ございます。諮問事項はございません。「平成23年度第2次芦屋市環境計画の進捗状況について」ということで、まずは事務局の方でご説明をお願いします。

○久堀主事：～①第2次芦屋市環境計画の実施事業の進捗状況についての説明～

○久 会長：ありがとうございました。時間の都合上、一部の説明のみとなっております。ただいまの報告全般に対して、何かお気づきになった点がございますでしょうか。ご質問でもかまいませんが。

○平野委員：「どんぐり大作戦」の中の説明の中で、総合公園にビニールハウスをすることに理解が得られずというところがありますが、理解を得る代償というのはどういうところになるのでしょうか？

○久堀主事：総合公園の管轄は、公園緑地課になりますので、その所管に環境課所管のビニールハウスを建てるのに、その当時の公園緑地課長が難色を示して建てられなかったというのが実情でございます。

○平野委員：行政内部で調整が出来なかったということなんだと思うんですけど、何が課題になってたんでしょうかね。何がクリア出来なかったというか、何をクリアすれば設置が出来たのか。あるいは、所管の方としても、公園の方がこういう問題がありえるということで提起をしたことについての受けとめがどうだったのかとか、以前の審議会の議論になったのかもしれないかもしれませんが、私初めてなのでちょっと関心を持ちましたからご説明いただけたらと思います。

○久堀主事：この審議会で話になったのは、この前年が48万ドンぐりもの大量な数になったものですから、そんな大量に集まったドンぐりをどうするの、どうなるのということが、ほとんどの内容でございます。その平成22年度の公園緑地課長から引き継ぎを受けていないと言い出して、1年間だけ西村公園緑地課長になったんですが、彼としてはどうしても理解できないということで、建てられなかったというのが事実でございます。

○平野委員：管理の問題なのか、面積が大きすぎるのか、何が一番問題となったのですか。

○久堀主事：いや、もうその入口の問題で調整が不能で、1年間見送ったという実情ですね。いや、2年ですね。

○平野委員：所管の責任者のポリシーというのは、どうかと。それは大事なことではあると思うんですけども、そうすると現時点では担当課長も代わっているとなると、私は必ずしもあのビニールハウスを建てるべきだとか、建てる方がいいとかいうんではないんですけども、別に建ててもいいんではないかなという思いもしないことはないんで、行政内部でそこは改めて仕切り直していくということになるんですか。

○久堀主事：先ほど説明いたしましたように、この4月からは民間に委ねるということになっておりまして、そうなりますと、完全に仕切り直しになります。委ねるにあたって、どこで苗を育てるかということが問題になりますので、それが3月までに調整して結論を出して、4月に移行するという形になります。あのドングリの苗をどこかで育てないかん訳です。育てる場所を確保して、民間団体に育てる手順をしてもらうのが、4月からスタートするということですが、一応場所としては、どこかの公共用地を用意しないと、NPOが土地を持っている訳がないんです。場所を用意したり、広報でPRするのは、市役所が担って、実際育てたり水をやったりいろいろするのは民間団体になるということですから、場所については4月までに、公園緑地課と環境課で調整してどこにするかというのをはっきり決めて、そこでやるということになると思います。そこにビニールハウスの設置が可能であれば、設置するかもしれませんが、今のところその目処は立っていないということです。

○久 会長：4月1日からということですね。今、調整中ということですね。よろしいでしょうか。他いきますか。

○大塚委員：質問でもよろしいですか。基本方針6の「美しいまちなみの保全」の4の「美しいまちなみの保全」の上から2段目で、3段目ですね。地区計画の都市計画の決定というところの県の活動助成を活用し、三条南町、西芦屋町、船戸町及び親王塚町のまちづくりの取り組みに対して支援を行ったというのは、これ具体的にどういうことを行ったか、教えていただいでよろしいでしょうか。

○林 部長：ただいまの質問ですけれども、県の支援制度というのは、アドバイザーとか派遣するような制度がございます。したがって、各地区において地区計画を策定するにあたって、コンサル的なアドバイザーを派遣していると。それは県の事業で市の方が県の方をお願いして、来ていただいているというような制度でございます。今、ここに書かれています3町、4町につきましては、もうすでに決定をしてございますが、今1地区、親王塚町地区で同じような地区計画を策定中ということで県の方から同じような支援制度を使っているという状況でございます。

○大塚委員：「行った」もう終わったということ？現在進行形ということですか。

○林 部長：今書いている町についてはすべて完了しております。23年度で完了です。

○大塚委員：その具体的な内容というのが、今言われたアドバイザー的なことですか。

○林 部長：そうです。県の事業というのは、そのような支援事業でございます。芦屋市の職員も同席してずっと一緒に勉強会をやっている取り組みでございます。

○大塚委員：これ何か資料として残っているとかはあるのでしょうか。

○林 部長：それぞれのまちづくり協議会において、一定のルールを作るための勉強会を何回も開いておりますので、その資料はそれぞれの研究会、まちづくりの検討会がお持ちです。市の方には、まちづくりでルールを決めた、その要請書というのが出てきますので、我々はその要請書に基づいて都市景観上の手続きを進めているというような状況です。市の方にあるのはその要請書があるということでございます。

○大塚委員：わかりました。ありがとうございます。

○久 会長：地区計画というのはご承知の方もおられるとは思いますが、かなりきつい都市計画の制限をかけられることになりますので、すべての地権者の同意が原則になっておまして、なかなか思いを一致するというのは、それぞれの方々の思いも多くはございますので、なかなか難しいということです。地域の方々が主体的にそれをやってくんですけど、地域の方々だけではなかなか難しいというところで、専門家が入っていただいて、いろいろな協議とかあるいは先程のその広報のお手伝いとか、そういったところのお手伝いをさせていただくために県の方から補助金が出ると、というような仕組みでございます。私はすべての地区で、地区計画ができるというのが本来理想かなと思っております。地域の方々が話し合って、地域にふさわしいルールを自分たちの手で決めるということでございますので、先程ご挨拶のところでもお話をしましたが、やはり芦屋のレベルの高い環境がゆえに開発のトラブルとか、そういうものが起こるとというのが、芦屋の一つの特徴でございませうけれども、それをおさえるということも、その地区計画では当然出来ます。それで、事前に、うちの地域は「これは建築できない。」というようなところを決めておいていただくというのが、未然防止といえますかね、そういうところでございます。お住まいのところ、お近くのところでも、まだ地区計画が定まってないところがございましたら、こういう制度があるんだということでお勧めをいただいたらという風に思います。あと、いかがでしょうか。

○長野委員：「わがまちクリーン作戦」については、4か所でしていますね。これは4つ出るほど大事なことなのに、年2回しかないんですよ。そのうちの1回は、雨で中止していますが、なんで延期できないんですか？ 延期してもいいんじゃないんですか？ 何でこの日にしなかったらもう中止なんです？ それだけ準備が大変なんですか？

○久 会長：いかがでしょうか。

○長野委員：たった年2回しかないんですよ。そのうちの1回を、雨が降ったから中止するって、そしてこの中に4か所も出てくるんですよ。

○久 会長：あのちょっと発想の転換もいるかなという風に思っています、その12日にお声をかけて様々な団体さん、あるいは様々な地域一斉にやろうということですね。一週間ずれると、協力ができないよというところも出てくるかもしれませんけれども。それはそれでね、19日だけは、ずらした場合は参加できる場所だけということで、ちょっとその気持ちを楽しんでいただくと、あの一週間ずらすっていうのはそんなに難しくはないのかなと思うんですけど。

○北田部長：この「わがまちクリーン作戦」につきましては、芦屋市の自治環境協議会の主催になってございまして、市の方も協力関係といいますか、一緒に名前を連ねさせていただいて実施をしているんですけども。私どもの窓口が市民参画課と環境課というところに分かれていることもございます。ご指摘の点については雨天の場合延期じゃなくって、再度どこかの日にちということですので、それについてはご意見として承りまして、またそういう会議の中で私どもの方から、ご意見として承った内容を伝えたいと

思っております。

- 久 会長：ありがとうございます。これは年2回ということですが、これをきっかけに日々の美化活動をすすめるきっかけづくりだと思いますので、そういう意味では非常に重要なことではありますけれど、日々が続いていくということの方が実は重要な話なんじゃないかなという風に思います。いかがでしょうか。
- 平野委員：2点だけ。基本方針6の「美しいまちなみの保全」というのは、この環境計画の中で、環境配慮事項として市の役割として市有地の緑化とか計画的な緑化の推進を図るとかありますが、これは23年度に具体的な実施事業としては入っていないという認識でいいんですか。市有地の緑化というのはどこも出てこないかなと思いますが、あの23年度はひとまず実施事業の対象にはなっていないということなんですね。
- 久堀主事：市有地の緑化ということにつきましては、基本は各課の所管しているところが予算を得てするわけですが、なかなかそれがこういう財政事情のもとで目に見えた成果が得られなかった場合は、この実施事業の中のここに報告としてあがってこないということになります。ですから、実際に具体的に何㎡とかある程度の面積部分が出来ましたら、ここの報告に上がってくるという形になります。
- 平野委員：実施計画としてはあるけれども、実質はされなかったもので、ここには載ってないと、こういうご説明だったのかなと思うんですけども。私は市議会の委員会で取り上げたことではあるんですけども、緑化というのはやっぱり市が率先してやらないとなかなか財政厳しいというのは民間もみな厳しいわけで、いろんな制約がある中では、やっぱり緑化進めるということであれば、それこそ財政が厳しい、いろんな体制が取れない、その中でも市は率先してやってるんだということを示すことが、市としての役割になるのかなという風に思いますので、それは指摘をしておくに留めておきたいところになります。また議会で発言する機会があろうかと思えますからこのへんにしておきます。それともう一点は、その同じ緑化の問題なんですけども、基本報告の中で17年度と32年度で緑比率の比較をして、17年度が22%、32年度28%となっていて、今ちょうど中頃ぐらいになっているのかと思いますけど、現時点で緑比率はどこぐらいにきているのかというのはわかりますか。
- 林 部長：まだ実際に調査ができておりませんので、総合計画の実施計画の中では26年度、27年度あたりで、現状調査をしたいということで、予算の計上はしております。
- 久 会長：よろしいでしょうか。次の計画作りのところで議論をさせていただいた方がいいのかも知れませんが、東大阪市で非常に面白い環境づくりがございまして、それは何かといいますと、市役所の庁舎の中でですね、省エネに取り組みます。そうすると光熱水費に余剰が出てきますね。その分が基金に回ることになるんですね。つまり市役所内で頑張っただけで省エネ省資源をする。すればするほど基金は貯まるという仕組みでございまして。その一部が市民活動助成に回りますし、その一部が他の部署の環境対策に回りますね。そういう仕組みの中でたとえば緑化に使われたり、太陽光発電パネルを設置をしたりというように振り分けられるということがございまして、環境行動と基金と更に

それは他の政策に回るといふ、連動が出来ております。またそのような知恵も何かみなで働かせれば面白い政策が展開できるんじゃないかなと思います。また時期が来たら、できたらご検討いただければという風に思います。限られた予算の中でどうやって工面するかということの一つの工夫だと思いますので。あといかがでしょうか。

○伊藤委員：3件、ちょっと質問があるんですけど。6ページでアスベストの測定・調査の項目で県が測定・調査を行うのに協力しているとあります。最近では建物の解体時に外へ飛散するということがだいぶクローズアップされていますが、その時に環境省も立ち入りをするとか、そういうふうな方針を打ち出したと思うんですけど、市としてそういうことで取り組みがあるのか、あるいはその市民から苦情なり問い合わせなりがきたことがあるのかどうか、そういうことについて教えていただきたいのが第1点です。それからその下の大気汚染の項目で、PM2.5の測定はほぼリアルタイムで出していますというふうなお話がありましたけど、環境省が行う疫学調査っていうのは、どういう調査なのかちょっと教えていただきたいのと、また今年はほんとすごい中国の大気汚染が言われていますが、測定結果にそんなんが表れているのかどうか、教えていただきたいのがもう1点です。それから7ページで、それはまあ単なる興味で申し訳ないですが、ノーマイカーデーの調査を年2回と続けてされてるようなんですが、あんまり広報もないと思いますし、本気でやっているのかどうなのかよくわからなくてですね、実施状況について教えていただきたい、あと山手幹線が何年か前に通りましたよね、あれで何か自動車の量とかに変化があったのかどうなのか、そのへんがもしおわかりでしたら教えてください。以上です。

○森位課長：まず、アスベストの取り組みでございますが、まずアスベストがあるのかないのか、これの確認をやはりしなければいけません。確認をする1つの手段として、これは建築指導課と連携いたしまして、建物特に解体時に飛散する可能性が大きいということでございますので、解体に伴って届け出をしていただくことになっております。その届け出の内容をチェックするというのが一つ大きな対策になろうかなという風に思います。すでにその時点でアスベストがあるよということがわかった場合につきましては、兵庫県の方に連絡をいたしまして、実際に解体時に外部に飛散をしていないのかどうか、その確認を行います。実際に測定をして、飛散していないということの確認を行います。完全に終了するまで県の方と連携して対応するというところでございます。それがアスベストの内容になろうかと思えます。

○伊藤委員：すいません。それは年に何件かあるんですか。

○森位課長：そうですね、実際に測定するのはほんとに数えるほどの件数です。アスベストにもレベルがございまして、レベル1から3まであるんですけども、レベル1に相当するものが吹き付けられているような場合、これのみを測定対象としております。大気汚染防止法、あるいは兵庫県の条例に基づいて、届け出をしていただくということになるんですけども、そのレベル1の対象物につきましては、対応しておるということでございます。それからあのレベル2、レベル3につきましても、これは飛散をする恐れが少ないというものではございますけれども、これは解体時にですね、手ばらしをするなど業者に指導を

していくという形で対応をしております。よろしゅうございますでしょうか。

○伊藤委員：はい。法律がどうなっているか、だいたいわかっているのですが、その何というか、例えば具体的に件数がどうなのか、その状況を教えていただければと思います。測定は数件ってことなんですか？届け出自体が数件ということなんですかね。

○森位課長：はい。

○伊藤委員：届けてられていてちゃんと測定に行ける状況であればまあいいんですけども、それ以外に、一番問題はもう届け出も無くて、まあその違法に解体をまあ、すぐ終わってしまいますのでね、そういうことについて市民から問い合わせなり、そういうことについてはどう対応されているのでしょうか。

○森位課長：そういうケースは無いですね。そういうアスベストが含まれているのか心配だという連絡がきましたら、現地を確認して、対応させていただいているというのが現実でございます。

○伊藤委員：はい。

○森位課長：あとからPM2.5の関連です。中国の方から影響があるんじゃないかということですね、私どもの方でも先ほどリアルタイム云々って話を説明させていただきましたように、毎日データをチェックしております。特に1月の結果が高かったと言われておまして、1月の中でも、17日と30日が高いということが言われておまして、その時芦屋市の状況はどうだったのかというようなことも含めてチェックをしております。これも環境基準がございまして、よくテレビなんかでも報道されてますように、35マイクロg/m³という、一日の平均値の基準がございましてけれども、あのその基準を本市の場合上回ったという状況にはなかったということでございます。

○久 会長：疫学調査の話はございましたか。

○伊藤委員：6ページになると思います。環境省が疫学調査っていうのはどういう風な調査なんですかね。

○森位課長：環境省が行う疫学調査といいますのは、ここに書いております大気汚染と健康被害との関係を調べたりしています。要するに汚染地域としまして、ここに書いておられます宮川小学校、若宮町において、大気汚染の実態調査を行いました。それから非汚染地域というんでしょうか、山手に位置いたします朝日ヶ丘小学校でも同じ時期に調査をして大気の状態を比較するというにしました。それ以外に実際に住民の方に入らしていただいて、健康のチェックをさせていただいて大気汚染との関連を国が調べたというものでございます。

○伊藤委員：そらプロジェクトですか？

○森位課長：そうです。そらプロジェクトというものです。

○伊藤委員：はい、ありがとうございます。

○久 会長：あとはマイカーの自粛が積極的にPRされてないという質問ですね。

○越智主査：ノーマイカーデーの関係でございます。阪神地域のノーマイカーデーの協議会がございまして、明日も実はその打ち合わせがあるんですけども、やはりどこの市も非常

にこの問題に実は悩んでおります。芦屋市の場合は水曜日と、一応「毎月20日がノーマイカーデー」という形で、その日とそれの一週間前ぐらいの日程で一応調査をこれまではずっとやっておりますが、目に見えた効果というか、ノーマイカーデーで車が減ったというのは残念ながらございません。ノーマイカーデーについては、広報なんかで「ノーマイカーデーです」ということを、PRを一定はしておりますけども、なかなか残念ながら浸透してないのが現状でございます。

○伊藤委員：はい、ありがとうございます。

○北田部長：山手幹線につきましては平成22年の10月に開通いたしております。開通後の交通量の変化については、毎年、年1回ですが、交通量調査をそれぞれの断面で測っております。今の交通量は、山手幹線それぞれ断面によって若干の差がありますが、24時間、つまり1日あたり15,000台程度ですね、場所によりましたらもう少し少ない12,000~13,000台の通過があるところでございます。それに関連して市内の交通量ですね、やはり山手幹線を利用されて、そこへ転換されている交通量もございます。そういうことで市内の区画道路では、道路の交通量がやはり変化しています。当然減少しているところもございまして、場合によっては若干増加しているところもあります。それらについては、年1回山手幹線と合わせて、同時に周辺の区画道路も含めて交通量の調査をしていますので、点検しています。ある程度、年数が経って、交通量も落ち着いてくれば、比較できる状況になるかなという風には思っております。山手幹線の交通量はそういうことなんですけれども、騒音とか振動とか大気につきましても、同時に測定をいたしております。今のところ環境基準はクリアしている状況でございます。以上でございます。

○伊藤委員：ありがとうございます。

○久 会長：なかなかこういう幹線道路が難しいのは、渋滞が緩和されると、それでまた交通量が増えるという悪循環が起こる場合もありますので、そのあたり慎重に考えてもらわないといけないんじゃないかなというのは思いますが、他いかがでしょうか

○山上委員：2ページが一番下のところなんですけども、環境情報の充実ってということで、マイバックキャンペーンっていうのを芦屋市消費者協会と共催し、買い物の際に買い物袋を持参するっていうことにより、排出される包装ごみの削減に取り組んだっていうことで、啓発チラシなんかもおられるんですけども、これはいつ頃からこれ始まって、そういうことやることによってマイバックの持参率が上がったというような数字的なもの把握されておられるのでしょうか。

○久 会長：いかがでしょうか。民間の方をお願いをしているっていう部分が多いので、それを市の方で把握されているかどうか、そういうところですね。

○山上委員：西宮市でもやっているんですけど、チラシ配りに行く人間が朝7時半頃に駅前に行くんで無視されたりして、「もう行くのが嫌や」とかっていって、「こういうのは効果がほんとにあるのか」とかかって、「止めよう」とかっていう意見があったんです。いやいや、これは効果が絶大なんだっていうことがあって、芦屋の方ではこのようなことを

されているのでしょうか

○久堀主事：このマイバックキャンペーンがスタートしたのは、あの震災の後ぐらいからスタートしております。消費者協会が中心になって、さらに今は芦屋市環境処理センターなどが中心になってやっております。特にこの実施日には、フリーマーケットをペディストリアンデッキでやりまして、同時開催みたいな形でJR芦屋駅から帰られる市民に対して、ティッシュを配ったり、啓発したりということをしてしております。浸透している調査そのものはできておりませんが、ただ例えば市役所の職員の中での浸透も実際のところは非常に高くなっておりますから、1年、2年というスパンでは無理かもしれませんが、15年ぐらいのスパンでは相当の浸透は現在図られておるとい風に思いますね。例えば私どもでもそれぞれあのマイバック持っておりますので、それではかなり浸透したという風に理解しておりますが。

○山上委員：具体的に数字ではわからないということですね。

○久堀主事：はい、そうですね。

○越智主査：環境課といたしましては、11ページのところに「芦屋秋まつり」でそういうブースをとって啓発をしております、その時に環境クイズなんかや、エコ検定みたいなのをやっております、そこで何点ぐらい取ったという形の内容、勉強を簡単にさせていただきます。そのお礼という形でエコバックを配ったりいたしております。その時は非常に皆さん喜んで取っていただいておりますので、配り方にもちょっとよるのかなという気がいたしました。

○久 会長：よろしゅうございますか。他いかがでしょうか。それじゃ、またあの思い出したらあの最後の方にも、お願いしたいと思っておりますので、続きまして、第3次芦屋市環境保全率先実行計画の推進状況について、ご説明をお願いします。

○越智主査：～②第3次芦屋市環境保全率先実行計画の実施状況について説明～

○久 会長：はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。この報告に対してご質問等がございましたら。

○近藤委員：都市ガスなんですけれども、単位はなんですか。

○越智主査：失礼しました。間違っておりますので修正をお願いいたします。m³です。

○近藤委員：水道使用量についての単位はなんですか。

○越智主査：失礼しました。水道使用量についても、m³です。

○西野委員：2年ほど前から学校園で、フィフティ・フィフティ制度が導入されて、こちらの方も推進をと、いう話が教育委員会で聞いていました。実際のところ進んでいるのですか。

○越智主査：フィフティ・フィフティという制度について、実際のところ職員提案もして取り上げられたこともありました。今のところは、学校については、細かいところはわか

りませんが、費用の割り当てをして管理していると聞いています。フィフティ・フィフティ制度というのは、基本的には、子ども達を中心に無駄な経費を省いて、浮いた経費については、先ほど会長がおっしゃった東大阪でされているようなことですが、経費の半分については学校で使ってよいという制度で、これを提案しました。ところが実際には違った仕組みを教育委員会でしているのです、そうした部分の提案は生かされていません。しかし、どうしても子ども達が主役になって取り組むべきではないかと思っておりますので、今後も可能であればそういう提案をしていきたいと思っております。

○西野委員：私は、取り組みの方向が変わったとは聞いておりませんでしたので、いっこうにその成果について一度も聞いたことがない。それで、みんなできちんとやりましょうと言いつづけてきましたので、今日、一度お伺いしたいなあと思っておりました。

○久 会長：よろしいでしょうか。

○山上委員：コピー用紙の増加対策ということですが、今までどういう努力をされてきたのでしょうか。それから、今回ものすごく増えたということですが、これからどのような対策をされるのか、お尋ねしたい。一般家庭でしたら、裏が白かったらそれを使うとか、チマチマした対策をやっているのですけれども、書類をメールで送るとか、みなさんがタブレットを持ってそれで会議をするとか、そういうところまでお話しはすすんでいるのでしょうか。

○越智主査：そうした資料をはずしていくというのは、庁議等一部ではしておりますが、ただ、21年度以降増えたところをみていきますと、大きなところでは電算システムが変わったというのが1つの原因かなと思います。パッケージシステムが導入されて、それに基づいて仕事が変わってくる。それにより紙の使用が増えてきました。これについては個人情報に関わってきます。特に1階窓口職場では、市民課でも、保険医療助成課でも、収税課でも、個人情報のかたまりみたいなものが市民とのやりとりに使われます。残念ながら裏面は個人情報の関係で使えない。そういう関係で紙使用量が増えていると分析しております。あとは電子メールで大量の資料を送ることが簡単にできるようになりました。過去にはそういうことがなく、これまでは資料の量をしばって送ってきました。それが、それ以外のところからも大量の資料が送られてきます。それをそのまま見れば良いのでしょうか、そういう訳にもいかず、どうしても一部出力してみるということになります。どうしてもそうしてしまうので、便利になった反面紙の使用量が増えてきたということになります。学校の方とも話をしましたけれども、熱心な先生になればなるほどプリントをたくさん作るようになります。環境サイドとしては、仕事はきっちりしてもらいながら、紙の使用量を減らすと言うのは、なかなかこちらが決めて指示するというのは難しい面がございます。先ほど述べましたように、市長からの指示もございますので、今のところはそれぞれ使用量がどれくらい増えたかを提示することにより、部署においてはどれくらい増えたかを認識してもらい、どんな形で増えたのか、どのようにすれば減らせるかを自分達で考えてもらうことを1つの目標としてございます。増加しないというのが最終目標でございますけれども、なかなか難しい。それぞれの部署で何を目標にすれば良いのかということも数字

も含めて検討してもらい取り組みからやっていきたいと考えております。どこまで効果があるかわかりませんが、1つのソフト面での取り組みとして考えております。

○山上委員：はい、わかりました。ありがとうございます。

○久堀主事：ちょっとだけ補足しておきます。市としては、これまでたいして取り組めていないという意味ではなくて、庁議という毎週1回部長級の会議がございますが、その資料は50頁とか、多い時には100頁ぐらいになります。それを各課におりますと100課ぐらいありますから、それだけのコピーとなりますが、それが今ではなくなりまして、庁内ランで見える形になりました。コンピューターを使って机の上の画面を全員が見ながら会議をすることができるようになりました。入札についても電子化が進みました。そうしたように市役所で電子化を進めたことによって紙の使用量がガサッと減ったはずなのに増えているということがあります。こうした前置きがぬけております。で、どうするかといいますと、市長から「紙の削減についてもっと徹底してやれ。本腰をいれてやれ」という指示がございましたので、これからさらに取り組むということでございます。様々な努力がむなしぐらい使用量が増えているということをご理解いただきたいと思います。

○久 会長：私も2割も増えるというのはちょっと異常やなど、思っていたのですけれども、先ほどの説明では情報システムが変わったからということでしたが、システムが変わって2割紙使用量が増えるというのはどうでしょうか。

○越智主査：それだけではございませんが、1つの例としては、保険担当のところですが、新しいコンピューターサーバーを入れた、その翌年の時点で紙の使用量がどっと増えて、それからそれを維持しながら右肩あがりが増えていくということがございます。窓口での対応でも台帳がなくなりました。昔は台帳をみながらという形でしたが、すべてのデータがパソコンに入っておりますので、それを見ながら、資料を出力して市民に説明していく。そういう仕事の仕組みになっているということがございます。それに今はパッケージソフトですから、テストをするにあたって、大量のテストデータを紙で出力してしまっただけで確認するようになっていまして、それがまた個人情報のかたまりみたいなデータですから裏面は使えない。そのまわりサイクル処理することになるので、そこについても紙使用量が大きくなるかなと思います。

○久 会長：システム運用をもう少し考える必要がありますね。

○越智主査：はい、使い方ですね。

○伊藤委員：用紙が情報処理の関係で増えたというのはわかりました。封筒が増えたというのは…

○越智主査：封筒については、それぞれの所で作ったり、私ども環境課でしたら会計課でまとめて発注しております。なお、紙使用量については毎年あがりさがたりしておりますので、17年～21年の平均値をみています。といいますのは、1年間突出している年もあるからです。例えば、何かの事業があつて、例えば国勢調査があつて、どっと増える年もあるかも知れません。何かの調査で、どこかの部署が増える年ということがあるかも知れません。ある年を基準にいたしますと、そういうことがあつたところは高いレベ

ルでスタートするでしょうし、翌年にそういうことがあると低いレベルでスタートし、翌年は「何をしとってん」ということになります。そういうことを含めて5年間平均を1つの基準としております。

○伊藤委員：5年平均を1つの基準とすることはわかるのですけれども、封筒が25.9%も増えているのは何故ですか。

○久 会長：それも含めて、私達委員が知りたいのは、昨年との比較で、昨年だけが異常ですね。大目に見てくださいというのか、じわじわっと増えているのか、そのあたりの情報が納得しやすいのですけれども。

○越智主査：これが増えた原因については、封筒の数値の原因については把握してございません。申し訳ございません。

○山上委員：封筒は1回かぎり？ 民間に出す時などは1回かぎりの利用でしょうが、公民館とか市民会館への連絡用に使う時も1回かぎりの利用でしょうか。それとも10回ぐらい使っているのでしょうか。

○越智主査：庁内では使いまわしをしております。

○山上委員：使いまわし。……何回ぐらいの？

○越智主査：古い封筒がございましたら、その上に紙を貼りまして、どこからどこへというようにして使います。おそらく10桁以上ございます。

○山上委員：わかりました。それは、当然の取り組みなんですからけれども……

○久 会長：はい、どうぞ。

○井上委員：芦屋市さんはISO14001か、エコアクション21を取得しておられますか。

○越智主査：ISO14001に準拠してございます。ISO14001の自己宣言です。

○井上委員：自己宣言ですか。いつからですか。

○越智主査：平成19年3月1日からになります。

○井上委員：当初からの自己宣言ですか。

○越智主査：当初からです。

○井上委員：外部から審査員は来ていないのですね、

○越智主査：外部からの審査員は来ておりません。一昨年から兵庫県下の近隣でEMSをやっている市が集まって相互監査という仕組みを作ってやっています。今年度は西宮市と姫路市からそれぞれ1名ずつ来てもらって監査に参加してもらっています。

○井上委員：なるほど。私の大学でもISO14001を取っていますけれども。要するに見える化ということで、全部の結果を張り出すのです。階段とかの空きスペースでよいのですけれども、張り出して、昨年との比較等も含めて、全職員、全学生にわかるようにしているのですが、そういう工夫もされているのでしょうか。

○越智主査：ホームページとか庁内のお知らせという形で、電子的な形でアップしていません。環境方針は各課で掲示してもらっています。1つ1つの使用量まではできておりません。

- 井上委員：少なくとも電気，ガス，紙使用量というものは職員に知らせて動機づけをしないとなかなか進まないと思うのですよ。神戸中央郵便局もISO14001を取っているのですが，このあいだも神戸中央郵便局に学生を連れて行ってきたのですが，やっぱり，空きスペースというか，廊下に電気使用量をずっとグラフで掲示していますよ。コピー用紙の使用量も書いていましたね。要するに，ポイントは職員の意識を上げる必要がありますよね。職員が「やろう」という気にならなければどうしようもない訳で…なんらかの，すくなくともそういう見える化というのはもはや常識やと思うのですけれども，職員に対する見える化ですけれども，そういう工夫はしておられますか。
- 越智主査：こういう報告についてはわかるようにしていますが，1つ1つの課につきましては，電気使用量などの経過というものがわからない。そういう意味ではまだまだ不足かと思っています。
- 井上委員：どうなのでしょう。環境会議というものは開いておられるのでしょうか。それぞれの課では電気使用量・紙使用量をどうやって減らすかという環境会議を月1回とかやっておられますか。
- 越智主査：そういった会議はやっておりません。
- 井上委員：やっていない。ISOを取っているところは，だいぶやっているのですけれども，それで使用量をいかに減らすかという話を会議でやって，その結果を掲示しています。今後の取り組みをも課ごとに競わせるようにしている。
- 越智主査：今後の取り組みとして，部署ごとに使用量の数値を示して，見てもらって，今の現状を見てもらい，どうすればよいかを考えてもらうということを思っていますが…大きなレベルで集めるというのも1つの方法かとも思いますので，今後そういうことも含めて検討してまいりたいと考えます。ありがとうございます。
- 井上委員：見える化ということで張り出しているのですよ。〇%達成しようとか，〇〇目標とか，ある程度モチベーションを上げるかも知れません。職員に対して，1人1人の職員が意識を持ってもらう。見える化とか個人目標とかを作らせて張り出すとか，いろいろ工夫していますね。ご参考のために…
- 越智主査：ありがとうございます。
- 久 会長：そのあたりのシステムも，一工夫いるということでしょうか。ちなみに私の大学では，学報で，学部ごとの電気使用量等を，毎月どの学部がどれくらい使っているかが出ます。はい，どうぞ。
- 平野委員：2点，今の紙のところですけども，庁内印刷用紙が73.7%増というのがありますけれども，外注していたのを庁内印刷にまわしたことによるのでしょうか。
- 越智主査：それもございます。庁舎の地下に印刷室がございまして。そこではこの頃は簡易印刷が簡単にできるようになりましたので，これまで外注しておりましたのを簡易印刷しているというケースでございまして。庁内印刷用紙が増えているというのはだいたいそういうケースです。コピーより安いということもございまして外注より簡易印刷が増えてきております。ちょっとこれは別枠にしてございまして，そういうことで増えていったと

思われます。

○平野委員：外注していたものと比べることができれば、どうなのかということがわかりますよね。それは今お示しいただけるものがあるわけではないのですか。

○越智主査：そこまでは入っておりません。

○平野委員：もう1点。リサイクル処理が悪化しているという点、理由はこれは回収すべきものがあるのに回収されていないということでしょうか。それとも回収するものもともと減ってきているということでしょうか。

○越智主査：これについては、リサイクル処理については第4木曜日に南館地下にパッカー車を用意して、私どもがチェックして機密文書の処理をしていますが、それ以外については市役所を含む市の施設をまわって回収して処理している環境処理センターからのデータももらっている部分でございます。それなりには出てきますが、分別が徹底できずに一般ごみで出されている、その可能性もあるように思います。そこらへんにつきましては、これから再度きっちり徹底して回収量をあげていきたいと思えます。

○平野委員：そもそも雑誌やチラシを市の施設で購入するというのは…

○越智主査：種類わけですけれども、新聞はそのままですが、ダンボールもそうですが、雑誌・チラシというのは、こうした紙を含めてという範疇にはいっております。雑誌を買ってという意味ではなく、様々な紙を含めてという量でございます。

○久 会長：はい、よろしいですか。ほかよろしいでしょうか。それでは、今までの話をふまえて取り組みを進めていただき、来年度の報告をいただきたいと思えます。

○久 会長：それでは引き続き、太陽光発電システムの補助金の交付について、ご報告をお願いします。

○三輪主事：～③芦屋市住宅用太陽光発電システム設置補助金の交付状況について説明～

○久 会長：ありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまのご説明に、なにかご質問等がございましたら、いかがでしょう。

○久 会長：どこの市でも非常に人気で、この補助金を半期で使い切るということがかなりございますね。そのあたり出せば出すほど申請件数が増えてくるのは嬉しいことですが、きりが無いという気もしないではないですね。そろそろ買い取り制度うんぬんという話も出ていますので、こういう設置だけの補助金のことも、根本的に国のシステムが変われば検討することも必要かなと思えますけれども。

○平野委員：これは実際に必要な経費のうち、どれくらいの補助になるのですか。標準的なモデルで結構ですけれども。

○越智主査：平成22年度からスタートして、平均1キロワットあたりどれくらいかをある程度聞いていますが、だんだんと設置費用が安くなっております。だいたいざっくり3割くらい安くなってございますね。だいたい50万円～60万円くらいだったのが、40万円

ぐらいになって来ております。1キロワット出力できる分が、それぞれ新築、既築の別やメーカーによっても異なりますが、それぐらいの形で1キロワットあたりの単価が減ってきております。それにあわせて国の補助金単価も減ってきておりますので、今回平成24年度補助については広く薄くあたる形で金額は下げたものたくさんの方に交付できるような方向でやっております。単価については、平均2割～3割減ってきております。

○平野委員：そうすると必要経費のうち補助金のしめるウェイトがだんだん上がってきているということになるのかなと思いますけれども、誘導策として、こういう補助金制度もそれなりに有効かなと思いますけれども、太陽光発電システムを設置するのに動機づけにどれくらい寄与しているのかということに関心があるのですけれども、補助制度があるから設置しましょうかという意識は何かで確認が取れるのでしょうか。

○越智主査：確認という形ではありませんが、毎年、国の制度と関連がありますので、毎年6月ぐらいからスタートしますが、年度末から年度初めにかけては、業者から問い合わせが殺到します。「補助制度はありますか」「いくらですか」「いつからスタートしますか」といった質問がきます。また芦屋市にはこの制度があるというのが業者にとってセールスになるのかも知れませんが、そうした問い合わせが毎年あります。セールスだけで設置するのではないでしょうが、設置することの後押しは一定できている気がいたします。

○久 委員：セールスで広められているということは確かにありますね。太陽光パネルではないですが、奈良の平城京跡の南に大宮通りがございますが、1昨年遷都300年祭をした時に、玄関口ですので、景観を良くしたいということで、広告物を小さくすると補助金を出したのですね。するとたちまち10数件申請があがってきたのですね。「何でこんなにあがってくるのですか」と聞いたら、看板業者さんが「今看板を変えたら補助金がでますよ」と言って広めていただいているというのです。そういう効果というのはちよつと面白いことであろうかなと。市民に直接ではなく、業者を通じて広まっていく、告発的效果といいますか…がありますね。

○久 委員：はいあといかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは以上3件報告事項で議論していただきましたが全体を通して何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。それでは以上で本日の第1回環境審議会を終了させていただきます。事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

○森位課長：ありがとうございます。次回の開催についてでございますが、先ほど会長さまから、あまりにも年間での開催件数が少ないという指摘もございましたが、今回のように報告事項だけでございましたら、まとまった時点で改めて委員の皆様方に連絡いたしまして開催させていただきます。ただ諮問事項がございましたら、どういう形で出てくるのかわかりませんので、諮問事項が出てきた時点で改めて日程調整をさせていただいて開催させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。今のところ報告事項だけであれば、秋ぐらいに開催したいと考えております。

○久 委員：はい、では第1回環境審議会を終わらせていただきます。

以上